



明石市立江井島中学校通信

# しまっこが宝

令和2年  
(2020年)  
8月7日  
第10号

学校長 植垣 文夫

## コロナウイルス感染症の中での短い夏休み（9日間）

入学式後の4月9日から明石市は臨時休校に入りました。当初予定されていた健康確認と課題配付予定の登校可能日もなくなりました。6月1日の学校再開から2か月少しの期間でしたが、精神的には長く感じられる1学期だったのではないのでしょうか。

本日、1学期の終業式（放送による）を迎えることができました。

しかし、2か月に及ぶ臨時休業、外出の制限、新しい生活様式、さらに、総合体育大会の代替大会である「明石市種目別大会」は開催されましたが、上位大会は開催されないという、運動部員や文化部員にとっては経験したことのない中学校生活でした。保護者の皆様におかれましても、未知の領域で、刻々と変わる社会情勢に対応せざるをえず、心身ともにお疲れになったことと拝察いたします。

本校としては、この状況下、昨年に引き続き学力保障のために、45分授業7校時演習時間の設定をしました。生徒は本当によく頑張ってくれました。保護者の皆様のご理解とご協力にも改めてお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が再び拡大し、家族旅行や帰省も検討を要するなかでの夏休みですが、学校といたしましても生徒と一緒に気持ちを切り替え、2学期からの学校生活をさらに実りあるものにしてまいりたいと思っております。

## 学校への電話連絡について

この夏休み期間中の8月13・14日は、全市的に学校閉鎖となります。平日ですが電話は音声ガイダンス・メッセージ対応となります。緊急連絡が必要な場合は、明石市教育委員会事務局学校教育課（918-5055）にご連絡願います。学校に直接連絡を取ることができるのは、8月11・12日は、午前7時45分から午後4時30分までとなります。その時間帯にご連絡ください。また、部活動については、各部顧問にご確認ください。

それ以外の時間帯は、以下にご連絡をいただきますと緊急時は管理職に伝わるようになっております。また、事故などで病院へ緊急搬送された場合も、明石市総合安全対策室から、明石市教育委員会を通じて、同じく管理職に伝わるようになっております。なお、本校関係者が新型コロナウイルス感染症となった場合は、右記により市教育委員会・あかし保健所と連携して適切に対応してまいります。

## 令和2年度明石市立中学校卒業式の日程について

2021年3月17日（水）に決定しました。明石市教委 HP「学校園の儀式的行事」ご参照。

## ☆ひょうごっ子くいじめ・体罰・子ども安全>相談 24時間ホットライン☆

心配なこと・悩んでいること・学校のこと……

<電話相談> 365日 24時間 通話料無料 固定電話 携帯電話

0120-0-78310（なやみいおう）

夏季休業中も、学校からの「緊急連絡」等がありましたら、「本校ホームページ」または「すぐメール」を活用してご連絡いたします。

## 本校関係者が新型コロナウイルス感染症となった場合の対応について

まずは、感染症予防のために、各ご家庭で毎日の健康観察等に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。このことについては、6月18日に、明石市教育委員会から、保護者の皆さまに「新型コロナウイルス感染症に関する今後の対応について（お願い）」を配付しておりますので、再度、ご確認願います。

また、現在、県内の小・中・高等学校においても、学校関係者に多くの感染者が発生しております。本校関係者（生徒・保護者・教職員等）に感染が判明した場合は、つぎの通りに対応を進めてまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ○基本的な考え方○

本校関係者の感染が判明した場合や濃厚接触者と認定された場合は、学校医・あかし保健所・明石市教育委員会と連携・協議しながら対応してまいります。その場合は、必要な情報を、保護者の皆さまへ情報提供いたしますが、個人情報の観点から、その扱いについては人権的配慮に十分留意し、くれぐれも慎重にいたします。

## 臨時休業・学校施設の消毒等の対応について

### 1. 感染が判明した場合

- 判明した当日始業時刻までの場合は、原則、判明日当日
- 始業時刻以降終業時刻までに判明した場合は、原則、速やかに生徒の下校措置を講じ、翌日
- 終業時刻以降の場合は、原則、判明日翌日

ここに示してものは、あくまで目安であり確定しているものではありません。感染状況等により、関係者（市教育委員会、あかし保健所・明石市感染対策局）が協議のうえ決定され、学校に通知され対応することとなります。学校再開日についても、同様に関係者で協議のうえ決定されます。

### 2. 濃厚接触者と認定された場合

学校内における活動の態様や接触者の多寡について、関係者と協議し、臨時休業措置の期間や範囲について判断されます。どの範囲までが濃厚接触者になるのか、また、どう伝えるのか等については、関係者と連携・協議したうえで、あかし保健所が認定いたします。認定された方については、別途、個別に連絡させていただくこととなります。